

水戸基署発 0322 第 1 号
令和 4 年 3 月 22 日

一般社団法人水戸労働基準協会
会長 株木 貴史 殿

水戸労働基準監督署長

食料品製造業の職長等に対する安全衛生教育の促進等について（要請）

春暖の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去年の食料品製造業における休業 4 日以上之死傷災害は 41 件（速報値）発生しており、一昨年と比較して 5 件（3.7%）の減少となりましたが、製造業全体の約 3 割を占め最も多くなっています。

また、管内の食料品製造業において、平成 29 年 1 月から令和 3 年 12 月までの 5 年間に発生した動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害（計 26 件）の分析を行ったところ、被災時の作業内容別では、非定常作業が 20 件（77%）、定常作業（通常作業）が 6 件（23%）となりました。非定常作業では、動力機械の異常時のトラブル処理、修理、点検及び調整（以下「トラブル処理等」といいます。）において発生したものが 17 件（85%）、清掃において発生したものが 3 件（15%）となり、これらの全ての災害において、動力機械を停止させずに作業を行ったことが原因とみられています。

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止には、トラブル処理等を実施する際に動力機械の運転を確実に停止させる等の措置を講じることが必要であり、職場で具体的な作業方法の決定や作業中の労働者を直接指導・監督する職長等の役割が極めて重要と考えられます。

つきましては、貴団体におかれましても、別記の事項に留意の上、職長等に対する安全衛生教育の促進等について、傘下会員に対する周知、啓発等に特段のご協力をお願いします。

(別記)

1 労働安全衛生法施行令(以下「施行令」という。)の改正により職長等安全衛生教育の対象業種の拡大が予定されており、令和5年4月1日からは食料品製造業(うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業においても義務化されるので、円滑な実施に向けた対応を図ること。

「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長等教育の対象となっていることから、今回の改正では除かれています。

2 施行令の改正前においても、食料品製造業における動力機械の安全な使用方法等(非定常作業を含む。)を浸透させるため、職長等に対する安全衛生教育の実施促進に配慮すること。